

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 35 号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定毒物使用者の指定の申請)</p> <p>第 3 条 政令第11条第 1 号、<u>第16条第 1 号、第22条第 1 号又は第28条第 1 号</u>の規定による指定を受けようとする者は、特定毒物使用者指定申請書（様式第 1 号）を所管保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>(特定毒物使用者の指定の申請等)</p> <p>第 3 条 政令第11条第 1 号の規定による指定を受けようとする者は、<u>別に定める様式による特定毒物使用者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の履歴書(法人にあっては、定款又は寄附行為)</u></p> <p>(2) <u>森林を営業者にあっては森林の区域を明らかにした図面、その他の者にあっては倉庫の構造を明らかにした図面</u></p> <p>(3) <u>製剤の保管設備の構造を明らかにした図面</u></p> <p>(4) <u>製剤の保管設備の位置を明らかにした図面</u></p> <p>2 <u>政令第16条第 1 号又は第22条第 1 号の規定による指定を受けようとする者は、別に定める様式による特定毒物使用者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>団体の規約その他の当該団体の組織、管理運営等に関する事項を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>団体の構成員の氏名及び住所が記載された名簿</u></p> <p>(3) <u>団体の構成員の所有する農地の区域を明らかにした図面</u></p> <p>(4) <u>製剤の保管設備の構造を明らかにした図面</u></p> <p>(5) <u>製剤の保管設備の位置を明らかにした図面</u></p> <p>3 <u>政令第28条第 1 号ロの規定による指定を受けようとする者は、別に定める様式による特定毒物使用者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請者の履歴書(法人にあっては、定款又は寄附行為)</u></p> <p>(2) <u>営業のために倉庫を有する者にあっては、倉庫の構造及び周辺の状況を明らかにした図面</u></p> <p>(3) <u>燻蒸により倉庫内又はコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者にあっては、一般毒物劇物取扱責任者若しくは農業用品目毒物劇物取扱責任者の資格を有する者（以下「資格を有する者」という。）又はこれらの者と同等以上の知識及び経験を有する者（以下「知識及び経験を有する者」という。）との雇用関係（指定を受けよ</u></p>

うとする者自らが当該資格を有する者又は当該知識及び経験を有する者である場合を除く。）及び資格を有する者又は知識及び経験を有する者であることを証する書類

(4) 製剤の保管設備の構造を明らかにした図面

(5) 製剤の保管設備の位置を明らかにした図面

4 保健所長は、政令第11条第1号、第16条第1号、第22条第1号又は第28条第1号ロの指定（以下「使用者の指定」という。）を行ったときは、別に定める様式による特定毒物使用者指定証（以下「指定証」という。）を交付するものとする。  
（特定毒物使用者等の変更の届出）

第4条 前条第4項に規定する使用者の指定を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第1項から第3項までに規定する特定毒物使用者指定申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別に定める様式による特定毒物使用者変更届に当該変更の内容を明らかにした書類を添えて、保健所長に届け出なければならない。

（指定証の書換交付）

第5条 使用者は、指定証の記載事項に変更が生じたときは、指定証の書換交付を保健所長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める様式による特定毒物使用者指定証書換交付申請書に指定証を添えて行わなければならない。

（指定証の再交付）

第6条 使用者は、指定証を破り、汚し、又は失ったときは、指定証の再交付を保健所長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める様式による特定毒物使用者指定証再交付申請書により行わなければならない。

3 指定証を破り、又は汚した使用者が第1項の申請をする場合には、前項の申請書にその指定証を添えなければならない。

（指定証の返納）

第7条 使用者は、特定毒物の使用をやめたときは、速やかに、指定証を保健所長に返納しなければならない。前条の規定により指定証の再交付を受けた後、失った指定証を発見したときも、同様とする。

2 前項の規定による返納は、別に定める様式による特定毒物使用者指定証返納書により行わなければならない。

（特定毒物指導員の指定の申請等）

第8条 政令第13条第1号ロ若しくはチ、政令第18条第1号ロ、ニ、ホ若しくはヘ又は政令第24条第1号ロ、ニ、ホ若しくはヘの規定による指定（以下「指導員の指定」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による特定毒物指導

員指定申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 当該指定を受けるのに必要な資格又は身分を有することを証する書類又はその写し

2 保健所長は、指導員の指定を行ったときは、別に定める様式による特定毒物指導員証（以下「指導員証」という。）を交付するものとする。

(指導員証の書換交付)

第9条 前条第1項の規定による保健所長の指定を受けた者（以下「指導員」という。）は、指導員証の記載事項に変更を生じたときは、指導員証の書換交付を保健所長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める様式による特定毒物指導員証書換交付申請書に指導員証を添えて行わなければならない。

(指導員証の再交付)

第10条 指導員は、指導員証を破り、汚し、又は失ったときは、指導員証の再交付を保健所長に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める様式による特定毒物指導員証再交付申請書により行わなければならない。

3 指導員証を破り、又は汚した指導員が第1項の申請をする場合には、前項の申請書にその指定証を添えなければならない。

(指導員証の返納)

第11条 指導員は、その指定に係る資格若しくは身分を失ったとき又はその指定を辞退するときは、速やかに、指導員証を保健所長に返納しなければならない。前条の規定により指導員証の再交付を受けた後、失った指導員証を発見したときも、同様とする。

2 前項の規定による返納は、別に定める様式による特定毒物指導員証返納書により行わなければならない。

(指導員証の携帯)

第12条 指導員は、特定毒物の使用について実地の指導を行うときは、指導員証を携帯しなければならない。

(試験)

第13条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による毒物劇物取扱者試験願書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 写真（出願前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽

(試験)

第4条 法第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験を受けようとする者は、一般（農薬用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験願書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

<p>(合格証書)</p> <p>第5条 省令第9条に規定する合格証は、<u>毒物劇物取扱者試験合格証書(様式第3号)</u>によるものとする。</p> <p>(再交付等)</p> <p>第6条 <u>毒物劇物取扱者は、前条による合格証書を破り、よごし、又は失ったときは、合格証書の再交付を申請することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による申請は、<u>毒物劇物取扱者試験合格証書再交付申請書(様式第4号)</u>によらなければならない。</p> <p>3 <u>毒物劇物取扱者は、合格証書の再交付を受けた後、失った合格証書を発見したときは、速やかに知事に返納しなければならない。</u></p> <p>4 前項の規定による返納は、<u>毒物劇物取扱者試験合格証書返納書(様式第5号)</u>によらなければならない。</p>	<p><u>の名刺型のもの)</u></p> <p>(2) <u>戸籍抄本又は外国人登録原票記載事項証明書(不正行為の禁止)</u></p> <p>第14条 知事は、試験に関して不正の行為があった場合には、<u>その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。</u></p> <p>(合格証)</p> <p>第15条 省令第9条に規定する合格証は、<u>毒物劇物取扱者試験合格証(別記様式。以下「合格証」という。)</u>によるものとする。</p> <p>(再交付等)</p> <p>第16条 試験に合格した者(以下「合格者」という。)は、<u>合格証を破り、汚し、又は失ったときは、合格証の再交付を知事に申請することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による申請は、<u>別に定める様式による毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>合格証の記載事項のうち本籍地又は氏名に変更を生じた場合にあっては、戸籍抄本又は外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(2) <u>合格証を破り、又は汚した場合にあっては、当該合格証</u></p> <p>3 <u>合格者は、合格証の再交付を受けた後、失った合格証を発見したときは、速やかに、当該合格証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>4 前項の規定による返納は、<u>別に定める様式による毒物劇物取扱者試験合格証返納書により行わなければならない。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号及び様式第2号を削る。

改正前	改正後
<p>様式第3号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>毒物劇物取扱者試験合格証書</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>縦 12.7センチメートル</p> <p>横 17.6センチメートル</p>	<p>別記様式(第15条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><u>毒物劇物取扱者試験合格証</u></p> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">(A4)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第4号及び様式第5号を削る。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の毒物及び劇物取締法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第3条、第13条及び第16条の規

定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書について適用し、施行日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定により交付されている合格証書は、改正後の規則の規定により交付されている合格証とみなす。